

会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市社会福祉審議会第30回(平成29年度第4回) 高齢者福祉等専門分科会				
事務局 (担当課)		保険高齢部 高齢政策課 電話042-769-8354(直通)				
開催日時		平成29年10月5日(木)午前10時00分~午前12時00分				
開催場所		相模原市立総合学習センター2階 セミナールーム				
出席者	委員	10人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	7人(保険高齢部長、高齢政策課長他5人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1) 第7期相模原市高齢者保健福祉計画(素案)について (2) その他 4 閉 会				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局の発言)

1 開会

2 あいさつ

保険高齢部長あいさつ

3 議題

(1) 第 7 期相模原市高齢者保健福祉計画 (素案) について、諮問し、事務局より内容の説明を行った。

質疑・意見等

地域ケア会議地域づくり部会において、「今後の地域での活動や取組の方向性」を検討しているが、実施する主体が明らかになっていない。生活支援コーディネーター 1 人では出来ない。地域の活動が広がっていくためには、どの主体がどのように活動していくのかが重要と考える。

各地域における方向性を示しているもので、生活支援コーディネーターが中心に関わってくるが、各地域のそれぞれの取組によって、違いがあると認識している。地域ケア会議地域づくり部会では、計画を作るだけのものではなく、地域での役割分担を含め、主体についても検討していく。また、各地域での取組について、市で費用も含めて支援の検討を行っていく。

市で実施していた事業について、主体が地域に移行してきている。地域としては、担い手が少人数になっており、負担が大きい。

現状で地域において、それぞれ地域づくりが行われている中で、新たに仕組みを作ることはなかなか難しい。担い手の確保についても、7 期計画の期間中に継続して検討していく事項だと思う。

介護サービス基盤の整備目標値の確定はいつになるのか。

将来推計人口を見直し中であり、推計人口が確定した後、目標値を精査する。

サービス付き高齢向け住宅については、駅前に立地が集中する傾向にある。地域包括ケアシステムの観点から、日常生活圏域ごとに立地されるよう目標を立てたほうが良いのではないか。

サービス付き高齢者向け住宅の立地については、許可制度ではなく、登録制となっており、総量規制の対象とならない。地域バランスが勘案できるか検討していく。

移動支援について、モデル事業を実施することだが、実現性はあるのか。

運転手や保険、燃料費など課題があると認識しているが、社会福祉法人等の協

力を得て、モデル事業として実施していきたいと考えている。

買物は宅配などもあるので、通院などの用途が望ましいと考える。

免許返納の促進にも関わってくるので、よく検討してほしい。

社会参加の促進として、シルバー人材センターを利用しやすいようお願いしたい。

高齢者の雇用について、企業への紹介等を行っているのか。

市では行っていない。高齢者が介護職員として働く場については、(仮称)介護人材センターの設置の中で検討していきたい。

ハローワークの求人募集に当たっては、年齢制限を設けない対応を企業にお願いしている。

(2) その他

平成29年8月3日付けで諮問のあった第7期相模原市高齢者保健福祉計画(素案)について、これまでの審議を踏まえ、10月10日に答申することとされた。

また、今後の開催予定について、事務局から説明を行った。

4 閉会

以上

相模原市社会福祉審議会 高齢者福祉等専門分科会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	出欠席
1	相 澤 由 美	相模原人権擁護委員協議会	出席
2	石 井 正 彦	相模原市自治会連合会	出席
3	石 黒 雄 彦	相模原市老人クラブ連合会	出席
4	大久保 祐 次	一般社団法人相模原市高齢者福祉施設協議会	出席
5	梶 川 義 人	淑徳大学短期大学部	出席
6	菊 池 剛	相模原市歯科医師会	欠席
7	佐 藤 聡一郎	一般社団法人相模原市医師会	欠席
8	島 森 政 子	特定非営利活動法人 相模原市障害児者福祉団体連絡協議会	出席
9	鈴 木 秀 美	特定非営利活動法人相模原ボランティア協会	出席
10	戸 塚 英 明	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会	出席
11	原 裕 子	相模原市民生委員児童委員協議会	出席
12	渡 辺 雅 治	相模原公共職業安定所	出席

(敬称略、50音順)

は専門分科会長、 は職務代理者